

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

山形県長井市長

## 公表日

令和5年7月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、結果等の指導・管理、健康手帳の交付、禁煙や受動喫煙関連事業、各種相談や教育の対応、生活習慣の改善、疾病の予防・早期発見・早期治療を開始することにより健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検診及び精密検査結果管理 ②保健指導
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民検診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の76の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の102の2の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ課
②所属長の役職名	健康スポーツ課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8009

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 伊藤 亮一	健康課長 手塚 慶一	事後	人事異動
平成31年4月1日	I, 5. ②所属長	健康課長 手塚 慶一	健康課長	事後	
平成31年4月1日	I, 1. ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①20歳以上の検診対象者に希望する検診の調査を行い、その結果に基づき検診票を発行、受診してもらう。また、その結果についての助言・指導、専門機関への紹介等を行う。 ②健康手帳を発行し、健康の管理に役立つ。	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①検診及び精密検査結果管理 ②保健指導	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月17日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年5月1日	I, 5. ①部署	健康課	健康スポーツ課	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 5. ②所属長の役職名	健康課長	健康スポーツ課長	事後	組織機構変更
令和3年5月1日	I, 7請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	I, 8連絡先	〒993-0001 山形県長井市ままの上7番10号 長井市健康課 TEL:0238-84-682	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市健康スポーツ課 TEL:0238-82-8	事後	庁舎移転
令和3年5月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年5月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月11日	I, 1. ③システムの名称	健康管理システム	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ	事前	
令和4年3月11日	I, 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I, 4. ②法令上の根拠	—	1 番号法第19条第8号、別表第2の102の2の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	
令和4年3月11日	IV, 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	事前	
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	